

# 特定口座の開設等

## 特定口座開設届出書の提出

特定口座は、証券会社など原則として1社につき1口座のみ設けることができます。特定口座を設けるためには、氏名、住所、生年月日などを記載した**特定口座開設届出書**を、特定口座を開設する証券会社などに提出する必要があります。提出の際には、記載内容を確認するため本

人確認書類を提示する必要があります。その際に、現物取引については上場株式等保管委託契約、信用取引は上場株式等信用取引契約を証券会社などとの間で取り交わすことになります。

特定口座開設届出書には、以下の事項を記載します。

- ①氏名、住所、生年月日、個人番号（マイナンバー）※1・2
- ②証券会社などの店舗名および所在地
- ③口座の名称
- ④特定保管口座（現物取引用）と特定信用取引口座（信用取引用）の別
- ⑤他の口座と区分して譲渡損益を計算する旨
- ⑥その他参考となるべき事項

※1 平成28年1月1日から新たに追加されています。平成27年12月31以前に特定口座を開設した場合、個人番号（マイナンバー）の告知に3年の経過措置があります（**1434ページ参照**）。

※2 特定口座を開設する証券会社などが、既に本人から個人番号（マイナンバー）の告知を受け、本人の個人番号（マイナンバー）その他の事項を記載した帳簿を備えているときは、特定口座開設届出書への個人番号（マイナンバー）の記載を要しません。

特定口座はすべての証券会社などに導入が義務付けられているわけではありません。したがって、特定口座を設けるに

あたっては、取引先の証券会社などが特定口座を導入しているかどうかを確認しておく必要があります。

### ●特定口座開設時の本人確認書類※1・2・3

個人番号カード、住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑証明書、住民基本台帳カード※4、国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険の被保険者証  
健康保険日雇特例被保険者手帳  
国家公務員共済組合、地方公務員共済組合の組合員証  
私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、運転免許証  
運転経歴証明書、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、官公署から発行・発給された書類 など

- ※1 氏名、生年月日、住所が記載されているものに限られます。
- ※2 写真付でないものは2種類が必要になります（[□434ページ以降参照](#)）。
- ※3 個人番号（マイナンバー）の告知を伴う場合は、個人番号カード、通知カード等の番号確認書類も必要となります。個人番号（マイナンバー）の告知について、詳しくは[□433ページ以降を参照](#)してください。
- ※4 住民基本台帳カードの発行は平成27年12月で終了しています。

特定口座開設届出書および特定口座開設届出書と併せて提出する次の書類については、電磁的方法により提出できます。

- ・ 特定口座源泉徴収選択届出書
  - ・ 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書
  - ・ 出国口座内保管上場株式等移管依頼書
  - ・ 特定管理口座開設届出書

## 特定口座に入れることができる取得の方法

特定口座で管理することができるの  
は、上場株式等（公募株式投資信託、特  
定公社債、公募公社債投資信託なども含  
まれます。詳しくは□76ページ参照）

## ●特定口座に入れることができる取得の方法

- ①証券会社などへの買付けの委託(委託の媒介、取次ぎまたは代理を含む)または証券会社などとの相対取引により取得した上場株式等でその取得後直ちに特定口座に受け入れるもの
  - ②特定口座を開設している証券会社などを通じて募集により取得した上場株式等
  - ③他の証券会社等の特定口座から保管振替機構を通じて移管する上場株式等
  - ④特定口座の特定信用取引勘定で買い付けた上場株式等で現引きしたもの（証券会社などの口座から現引きした投資家の特定保管勘定への振替により受け入れられるものに限る）
  - ⑤相続・遺贈または贈与により取得した上場株式等（**1208ページ参照**、被相続人のNISA口座からの場合は**151ページ参照**）
  - ⑥特定口座内の上場株式等について、株式または投資信託もしくは特定受益証券発行信託の受益権の分割や併合により取得した上場株式等
  - ⑦**株式無償割当て、新株予約権無償割当てまたは新投資口予約権無償割当て**により取得した上場株式等（⑧特定口座内の上場株式等に対して割当てられた上場株式等、⑨特定口座以外の口座（NISA口座を除く）の上場株式等に対して割当てられた上場株式等でその割当時の際に特定口座に受け入れるもの）
  - ⑧一定の合併、会社分割、株式交換、株式移転または株式分配<sup>\*</sup>により、特定口座内の株式または出資に対し割り当てられる株式または出資
  - ⑨一定の合併、会社分割、株式交換または株式移転<sup>\*</sup>により、特定口座内の新株予約権または新株予約権付社債に対して割り当てられる新株予約権または新株予約権付社債

⑩特定口座内の上場株式等について、取得請求権付株式の請求権の行使、取得条項付株式の取得事由の発生、全部取得条項付種類株式の取得決議または取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債の取得事由の発生により取得する上場株式等

- ⑪新株予約権等の行使により取得する上場株式等（②特定口座内の新株予約権・新投資口予約権・株式の割当てを受ける権利の行使により取得する上場株式等、③特定口座内の取得条項付新株予約権の取得事由の発生もしくは権利の行使により取得する上場株式等、⑤税制非適格ストック・オプションの行使により取得する上場株式等）

- ⑫特定口座を開設している証券会社などで取得した**他社株転換可能債（EB）**の償還により取得した上場株式等

- ⑬特定口座を開設している証券会社などで行った有価証券オプション取引（株券（個別株）オプション取引）の権利行使等により取得した上場株式等

- ⑭特定口座を設定する証券会社などに開設した出国口座（特定口座開設届出書の提出後、出国した後に証券会社などに開設されている口座）で保管されている上場株式等

- ⑯特定口座を開設している証券会社などに特定口座内にある上場株式等を貸し付け、**貸付期間後に返還される上場株式等**（特定口座に保管されていた上場株式等と同銘柄のもの）

- ⑯金融商品取引所に上場する日の前から引き続き所有していた株式等で、その上場の際に当該株式等と同一銘柄の株式の全てを特定口座に受け入れられるもの

- ⑯生命保険会社の相互会社から株式会社への組織変更に伴いその社員に割り当てる株式等（④その株式等の上場の日にその割当てを受ける株式等の全てを特定口座に受け入れるもの、⑤その割当てを受けた株式が特別口座に預け入れられている場合でその特別口座に預けられている株式の全てを特別口座から特定口座への移管により受け入れられるもの）

- ⑯上場株式等以外の株式等を発行した法人の一定の合併、会社分割、株式交換、株式移転または株式分配<sup>※</sup>によりその株主が取得する株式または出資でその取得の日に当該株式または出資の全てを特定口座に受け入れるもの

- ⑯従業員持株会等を通じて取得した上場株式等で、当該従業員持株会等の事務の委託を受けている金融商品取引業者等の営業所に開設する特定口座に振替により受け入れられるもの

- ②株式付与信託契約（いわゆるESOP）に従って従業員等が取得した上場株式等で当該契約に基づき特定口座に振替の方法により受け入れられるもの

※ 合併、会社分割、株式交換、株式移転または株式分配が税制適格となり、これらにより完全子会社となる法人の株主に譲渡益課税が行われない場合を指す。

発行日決済取引の現引きによる上場株式等の取得は、通常の証券会社を通じた取得と同様に取り扱われるため、特定口座に入れることができます。また、株式ミニ投資や株式累積投資により購入した

上場株式等も、特定口座に入れられます。一方、税制適格ストック・オプションの権利行使により取得した上場株式は、特定口座に移管できません。

## 相続等に伴う他の特定口座からの移管等

### ◆ (1) 他の証券会社などの特定口座からの上場株式等の移管

ある証券会社などの特定口座から別の証券会社などの特定口座に上場株式等を移す場合、投資家は、移管元の証券会社などの営業所の長に対し、次の①から⑨の事項を記載した**特定口座内保管上場株式等移管依頼書**を提出しなければなりません。

- ①依頼者の氏名、生年月日、住所
- ②移管を依頼する旨
- ③移管の希望日
- ④移管元の証券会社などの営業所名および所在地
- ⑤移管先の証券会社などの営業所名および所在地
- ⑥移管元の特定口座の名称
- ⑦移管先の特定口座の名称および記号・番号
- ⑧移管する上場株式等の種類、銘柄、数
- ⑨その他参考となるべき事項

### ◆ (2) 被相続人等の口座からの上場株式等の移管

相続・遺贈または贈与により被相続人・遺贈者または贈与者（以下、被相続人等）の特定口座内の上場株式等を、同じ証券会社などの相続人・受遺者または受贈者（以下、相続人等）の特定口座に移管する場合や、被相続人等の特定口座内の上場株式等を別の証券会社などにある相続人等の特定口座に移管する場合も、同様の手続きによります。ただし、相続・遺贈または贈与について、それぞれ、次の枠内の条件（下線部分）を満たすことが必要です。これらの場合、相続人等は被相続人等の特定口座がある店舗

せん。移管は特定口座内の上場株式等の全部または一部について行うことができます。ただし、同一銘柄については、一部ではなく全部を移管しなければなりません。

#### ◇相続・遺贈による場合

→同一銘柄のすべてを被相続人等の口座から相続人等の特定口座に移すこと  
(例えば、相続人等が相続した銘柄の一部を特定口座に、残りを一般口座に移管するといったことはできません)

#### ◇贈与の場合

- ・贈与者の口座にある同一銘柄の全部を贈与する場合  
→受贈者が贈与を受けた銘柄のすべてを受贈者の特定口座に移すこと  
(例えば、受贈者が贈与を受けた銘柄の一部を特定口座に、残りを一般口座に移管することはできません)
- ・贈与者の口座にある同一銘柄の一部を贈与する場合  
→受贈者の特定口座に同一銘柄の株式を保有していないこと

## 特定口座の廃止・特定口座からの引出し

### ◆特定口座の廃止

特定口座を廃止する場合は、特定口座が開設されている証券会社などの店舗の長に、**特定口座廃止届出書**を提出する必要があります。

### ◆特定口座からの引出し

特定口座内の上場株式等を全部または一部を引き出すこともできます。この場合、特定口座から引き出した上場株式等の取得費・取得日と取得日にかかる株式数が書面により通知されます。取得費は特定口座での総平均法に準ずる方法で計

算された取得費をそのまま引き継ぎ、取得日も特定口座での取得日を引き継ぎます。同一銘柄の一部を引き出した場合は、先に取得したものから先に引き出したものと考えて取得日を決定することになります（先入先出法）。

特定口座から引き出した銘柄と同じ銘柄が、特定口座外において、その引出し前に譲渡されている場合は、特定口座から引き出した銘柄の取得日がその譲渡前であっても、その譲渡における譲渡原価の再計算は行いません。

の長に、**相続上場株式等移管依頼書**を提出します。ただし、贈与の場合は、贈与の事実を証明するものとして贈与契約書等を依頼書に添付する必要があります。

また、一般口座で管理されていた被相続人等の上場株式等についても、特定口座に受け入れることができます。被相続人等と異なる証券会社に開設している特定口座に受け入れることも可能です。この場合でも、条件や手続きは特定口座で管理されていた上場株式等の移管の場合と実質的に変わりません。

## Q 「みなし取得費」で特定口座に受け入れた上場株式等の引出し

「みなし取得費」で特定口座に受け入れていたA社株式（上場株式）を、一般口座に引き出した後に譲渡しました。この場合のA社株式の取得価額はどうなりますか？

**A** 特定口座から引き出した上場株式等については、特定口座での取得価額を引き継ぎます。したがって、結果として「みなし取得費」が取得価額となります。

「みなし取得費」の特例は、平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の譲渡について、平成13年10月1日の公表最終価格の80%相当額を取得額とみなすもの（この金額を「み

なし取得費」といいます）で、平成22年12月31日までの譲渡をもって廃止されました。

平成16年12月31日までは、この「みなし取得費」を用いて上場株式等を特定口座に受け入れることができました。この適用を受けて特定口座に受け入れた上場株式等については、平成23年以後も取得価額は「みなし取得費」のままでです。